

指定管理者制度導入施設の検証について
(賀茂保育園)

【指定管理の状況】

第1期から第3期まで社会福祉法人福生会を指定管理者として指定

- ・ 第1期 平成20年度から平成24年度まで (5年間)
- ・ 第2期 平成25年度から平成29年度まで (5年間)
- ・ 第3期 平成30年度から令和4年度まで (5年間)

【運営主体】 社会福祉法人 福生会

理事長 谷口 宗弘

施設長 村尾 和広

所在地 〒682-0125 鳥取県東伯郡三朝町大字横手 396 番地

○ 介護老人福祉施設（短期入所生活介護含む） 71 名

○ 通所介護事業所（サテライトデイサービス含む） 14 名

○ ケアハウス 6 名

○ 居宅介護支援事業所 3 名

○ 賀茂保育園 25 名

○ グループホーム（認知症通所介護含む） 9 名

（平成30年4月1日現在＊パート職員・兼務含）

【法人理念】

ひとびとと喜びを育むこと

※ ひとびととは、利用者・家族・地域の人々・職員のこと。それらの人々と一緒に喜びを育てていこうという意味。

【保育の目標】

恵まれた自然環境の中、戸外活動を通じて、自然とのかかわりを持ちながら、体力作りに努め、家庭的な縦割り保育の中で、いたわりの心を育て、自己を充分発揮しながら行動できる子どもに育てることを目指している。

【論語教育】

毎日、論語を素読する。月1回開催する論語教室に講師を迎えて実施。(3～5歳)

論語の心地よい言葉の響きに触れながら、楽しくよく学ぶこと、良い友を持つこと、理想とする人の姿など心に触れる論語教育に取り組んでいる。

【とっとり自然保育認証園】

鳥取県では、豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設を認証する「とっとり自然保育認証制度」を平成29年3月31日に創設した。賀茂保育園はこの認証を受けている。

※ 園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施する園を鳥取県が認証

【福祉行政指導監査】

児童福祉法に基づいて毎年実施 鳥取県中部総合事務所福祉保健局が担当
福祉行政指導監査

H30 賀茂保育園（H30.9.20） 実地監査

（前回指導監査に対する改善状況の確認、保育園の概況、設備の状況、職員数、勤務状況、災害防止の状況（避難経路、防災訓練の実施状況）、健康管理、事故防止の対策、給食の状況、研修の状況）

⇒ 改善報告を要する指摘事項なし

⇒ 改善報告を要しない指摘事項 町において改善状況確認済

【保育所訪問】

鳥取県教育委員会と県子育て応援課の保育専門員から各園を訪問してもらい指導を仰ぐ。町内の他の園、保育担当者も参加。

要請訪問・・・市町村から要請して訪問してもらうもの。

計画訪問・・・保育リーダー等が設置されていない市町村に訪問してもらう。

H30 要請訪問 賀茂、みささ

計画訪問 竹田

R1は、賀茂

（保育内容の充実、小学校との連携、保護者支援（家庭訪問、連絡ノート等）、自己評価等についても指導）

【事業報告】

賀茂保育園指定管理者仕様書、募集要項の中に事業報告に関する事項がある。

（1）月報の提出（2）利用者からの意見（3）モニタリングの実施（4）事業報告書の提出（5）立入調査の実施（6）業務の内容が低下した場合の措置

【モニタリング】

第3期指定管理期間（H30年度事業）よりモニタリング制度を導入

1 目的

公の施設の設置者として、適正な公共サービスの水準を確保し、これを町民に対し説明する責任を有していることから、モニタリングを実施し、賀茂保育園の適正な管理と公共サービスの向上を図ることを目的として実施する。

2 実施方法

モニタリングはそれぞれの年度の運営状況等について、指定管理者の自己評価と町による評価により実施する。

A～Dの4段階評価

3 モニタリングの結果の取扱い

（1）公表

町ホームページ及び園で掲示する方法により実施

（2）業務の水準に満たしていない場合

改善措置を求める。改善後、町に再度報告

（3）次期指定管理者の募集時にモニタリングの結果が良好の場合、選定の考慮材料とする。

4 平成30年度の評価結果

A（優良）

※ 基本協定及び年度別協定に基づき、適正な管理が行われていると判断できる。

【特に評価される点】

- （1） 保育に欠ける児童を、年間を通じてほぼ定員数を受け入れていること
- （2） 保育内容について論語をはじめとした特色ある保育を実践していること
- （3） 職員を積極的に研修に参加させ、保育の質の向上に努めていること
- （4） 園における活動内容、運営状況などホームページを利用して積極的な情報公開に努めており、透明性が確保されていること

【アンケートの実施】

平成31年3月に保護者アンケート実施 103名中66名回収 （回収率64.1%）

保育の内容と質について

満足 40名

ほぼ満足 26名 保護者の満足度について、ほぼ満足以上の割合 100%

アンケート内容の結果公表日 令和元年 5 月 20 日

※指定管理者制度 民間活力導入のため平成 15 年に創設された制度

「公の施設」の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、法人その他の団体に当該公の施設の管理を委任する。

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度

設置者が、管理者に「公の施設」の管理を委ねる行為が、契約ではなく、議会の議決を経て指定することとなった。

なお、自治体は、設置者としての責任を果たす立場から指定管理者の監督権限を持つ。

①基本的な考え方の公表

②条例の改正

③募集

④選定 事業計画書等を総合的に評価

⑤指定・・議会の議決

⑥協定の締結 （基本協定、年度協定）